

八戸市公会堂・公民館吊天井耐震補強工事について

1. 概要

建築基準法の改正により、平成 26 年 4 月より一定の条件に該当する吊天井（以下、「特定天井」という。）について、天井の脱落防止対策を講じることが義務付けられた。（建築基準法施行令第 39 条第 3 項及び第 4 項）

公会堂ホール、公民館ホール及びエントランス・ホワイエの天井は、この特定天井に該当する。

平成 28 年度八戸市公会堂・公民館吊天井補強調査及び基本計画作成業務委託において、これらの特定天井のほとんどの部分が現行基準に適合しておらず、溶接箇所や下地部材等も耐震性に問題があると認められるため、適切な脱落防止対策等の処置が必要とされたことから、天井の耐震補強工事を行うものである。

また、平成 26 年度実施の耐震診断において、構造躯体の耐震補強が必要とされていたが、今回の補強工事で新たに鉄骨等を天井裏に増工することに伴い、加重の増加が見込まれることから、構造躯体の耐震化を一体的に進めるものとする。

※ 特定天井：吊天井であって、次のいずれにも該当するもの。

- ①居室等、人が日常立ち入る場所に設けられるもの。
- ②高さが 6 m を超える天井の部分で、その水平投影面積が 200 m² を超えるもの。
- ③天井面構成部材等の単位面積質量が 2 kg を超えるもの。

2. スケジュール（予定）

平成 29 年 7 月	公会堂・公民館耐震改修設計（～平成 31 年 3 月）
平成 31 年 7 月	公会堂ホール及びエントランス・ホワイエ 耐震改修工事施工
平成 32 年 8 月	公民館ホール耐震改修工事施工

3. 休館予定

八戸市公会堂ホール休館	平成 31 年 7 月～平成 32 年 7 月（公民館ホールは使用可）
八戸市公民館ホール休館	平成 32 年 8 月～平成 33 年 5 月（公会堂ホールは使用可）